

八代市告示第68号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）別表第27号（1）及び（3）に基づき、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により八代市の区域に係る特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに同法第4条第1項の規定により八代市の区域に係る特定工場等において発生する騒音についての時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

平成21年4月23日

八代市長 坂田 孝志

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を2のとおり定める。

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

別表の規制区域の欄に掲げる地域、地区及び区域

2 特定工場等において発生する騒音について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
区域の区分	午前8時から午後7時まで	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後7時から午後10時まで）	午後10時から翌日の午前6時まで
第一種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第二種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第三種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第四種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 この表において、第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ別表の規制区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

規制区域			
第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（臨港地区を除く。） 2 用途地域以外の地域（臨港地区及び風致地区を除く。） 3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅50mの区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く。） 2 建馬町一番のうち臨港地区の区域

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 「風致地区」とは都市計画法第8条第1項第7号の風致地区をいう。
- 「臨港地区」とは都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。
- 無人島は、規制区域から除く。
- この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る。）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

八代市告示第69号

騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域の区分

平成21年4月23日八代市告示第68号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）による指定地域における特定建設作業に伴って発生する騒音について、昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）別表（以下「別表」という。）による区域を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

平成21年4月23日

八代市長 坂田孝志

- 1 別表第1号に掲げる区域 平成21年4月23日八代市告示第68号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の別表に定める第一種区域、第二種区域及び第三種区域とする。
- 2 別表第2号に掲げる区域 平成21年4月23日八代市告示第68号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の別表に定める第四種区域とする。

八代市告示第70号

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表備考の規定による区域の区分を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

平成21年4月23日

八代市長 坂田孝志

区域	区域の区分
a 区域	平成21年4月7日熊本県告示第340号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がAの地域
b 区域	平成21年4月7日熊本県告示第340号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がBの地域
c 区域	平成21年4月7日熊本県告示第340号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がCの地域

八代市告示第71号

振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）別表第35号（1）及び（3）に基づき、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により八代市の区域に係る住民の生活環境を保全する必要がある地域を指定し、同法第4条第1項の規定により八代市の区域に係る特定工場等において発生する振動について、昭和51年環境庁告示第90号（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準）第1条による時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

平成21年4月23日

八代市長 坂田 孝志

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、住民の生活環境を保全する必要がある地域を1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動について、昭和51年環境庁告示第90号（特定工場等において発生する振動の規制に関する基準）第1条による時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を2のとおり定める。

1 振動規制法第3条第1項の規定に基づき、住民の生活環境を保全する必要がある地域

別表の規制区域の欄に掲げる地域及び区域

2 特定工場等において発生する振動について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第一種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第二種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 この表において、第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ別表の規制区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

規制区域	
第一種区域	第二種区域
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第一種区域の地域を除く。）

<p>準住居地域</p> <p>2 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域</p>	<p>2 用途地域以外の地域（臨港地区を除く）</p> <p>3 建馬町一番のうち臨港地区の区域</p>
--	--

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 「臨港地区」とは都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。
- 4 無人島は、規制区域から除く。
- 5 この告示の施行により、又は用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る。）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

八代市告示第72号

振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分

平成21年4月23日八代市告示第71号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）による指定地域における特定建設作業に伴って発生する振動について、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表による区域を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

平成21年4月23日

八代市長 坂田孝志

規制区域	
付表の第1号に掲げる区域	付表の第2号に掲げる区域
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第一号区域の地域を除く。）
2 用途地域以外の地域（臨港地区を除く）	2 建馬町一番のうち臨港地区の区域
3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 「臨港地区」とは都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。
- 4 無人島は、規制区域から除く。

八代市告示第73号

振動規制法に基づく道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分

平成21年4月23日八代市告示第71号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）による指定地域における道路交通振動について、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1の規定による区域の区分及び同表備考2の規定による時間の区分を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

平成21年4月23日

八代市長 坂田孝志

1 区域の区分

第一種区域 平成21年4月23日八代市告示第71号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の別表に定める第一種区域とする。

第二種区域 平成21年4月23日八代市告示第71号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）の別表に定める第二種区域とする。

2 時間の区分

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

八代市告示第74号

熊本県生活環境の保全等に関する条例第42条第1項の規定による八代市の区域に係る騒音の規制基準を定める規則の別表備考4に係る区域の指定

熊本県生活環境の保全等に関する条例第42条第1項の規定による八代市の区域に係る騒音の規制基準を定める規則の別表備考4に規定する別に定める区域を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

平成21年4月23日

八代市長 坂田 孝志

規制区域			
第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（臨港地区を除く。） 2 用途地域以外の地域（臨港地区及び風致地区を除く。） 3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅50mの区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く。） 2 建馬町一番のうち臨港地区の区域

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 「風致地区」とは都市計画法第8条第1項第7号の風致地区をいう。

- 4 「臨港地区」とは都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。
- 5 無人島は、規制区域から除く。
- 6 この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、若しくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る。）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から1年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。